

# 戦争の違法化とは。自衛のための戦争はどこまで許されるのか

ヒバクシャ・コミュニティ・センターいい九の日学習会（第2回）

2023年10月19日（木）

長崎大学核兵器廃絶研究センター教授 河合公明

# 本日の内容

- ▶ はじめにー平和と安全を維持するための国際社会の仕組み
- ▶ 平和と安全に関する国際社会のルール（1）「武力による威嚇」の禁止
- ▶ 平和と安全に関する国際社会のルール（2）「武力の行使」の禁止
- ▶ ルールが破られたらどうするか（1）
- ▶ ルールが破られたらどうするか（2）
- ▶ ルールが破られたらどうするか（3）
- ▶ ルールが破られたらどうするか（4）
- ▶ 自衛権と核兵器の使用に関わる問題
- ▶ 声高な自衛権の主張は何を含意するか
- ▶ おわりにー2つの問い

# はじめに一平和と安全を維持するための国際社会の仕組み

## ▶ 国際社会のルール

- 話し合いを基礎に「もめごと」の解決を試みる
  - 「紛争の平和的解決」（国連憲章第2条3項）
- 力づくで「もめごと」を解決してはいけない ⇒ 戦争の違法化
  - 「武力による威嚇」の禁止（第2条4項）
  - 「武力の行使」の禁止（第2条4項）

## ▶ ルールが破られたらどうするか

- 対応1：国際社会総体で対応にあたる
  - 集団安全保障（第7章）
- 対応2：国家が自助する
  - 自衛権（第51条）

# 国際社会のルール（1/3） 「武力による威嚇」の禁止

- ▶ 「武力による威嚇」とは何か
  - 武力を背景に相手に自らが望むことを「強制」する行為
    - ▶ ある国が武力を背景に
      - ⇒ 相手に不安や恐怖を与え
      - ⇒ 相手の行動の選択に制限や抑制を引き起こす（ことを目的とする）
    - ▶ 「武力の行使」に至らなくても、その威嚇が違法な「武力の行使」につながると考えられるならば、その威嚇も違法（1996年国際司法裁判所（ICJ）勧告的意見パラ47）

# 国際社会のルール (2/3)

## 「武力による威嚇」の禁止

- ▶ 核抑止は「武力による威嚇」にあたるか
  - 核抑止とは、核兵器の「使用の可能性」を内在する威嚇
    - 核兵器の「使用」を伴わない
  - ICJの立場
    - 憲章第2条4項に違反し、第51条の全ての要件を満たさない核兵器を用いた武力による威嚇は違法（1996年ICJ勧告的意見パラ47）
    - 「抑止政策」の法的評価は慎重に回避（同パラ66、67、96）
  - 2つの場合分けで考える
    - 威嚇の相手や状況を特定している場合 ⇨ 直接的抑止
      - 武力攻撃が発生していない状況では違法の可能性
    - 威嚇の相手や状況を特定していない場合 ⇨ 一般的抑止
      - 必ずしも違法と言えない可能性
      - 現実の抑止政策がこの理念型に当てはまるかという問題

# 国際社会のルール (3/3)

## 「武力の行使」の禁止

- ▶ 「武力の行使」とは何か
  - 軍事的な力を用いること
    - 経済的な力（圧力）や政治的な力（圧力）は含まない
- ▶ 武力の行使と戦争
  - 戦争の2つの要素
    - 戦意
    - 武力の行使
  - 国連憲章の用語法
    - 「戦争」という用語の使用を避けている
      - 戦意：主観的要素 ⇨ 排除
      - 武力の行使：客観的要素 ⇨ 着目

# ルールが破られたらどうするか (1/5)

- ▶ 対応1：国際社会総体で対応にあたる
  - 平和と安全の維持のための二つの考え方
    - 軍事同盟間の力の均衡を図る（勢力均衡）
    - 対立関係にある国をを含む集団内で武力行使の禁止を約束し、約束に違反した国には集団内すべての国が対抗する（集団安全保障）
  - 国連憲章の仕組み ⇨ 集団安全保障
    - 安全保障理事会に主要な責任（第24条）、決定に拘束力（第25条）
    - 第7章の規定
      - 平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為の認定と措置の決定（第39条）
      - 暫定措置（第40条）、非軍事的措置（第41条）、軍事的措置（第42条）

# ルールが破られたらどうするか (2/5)

## ▶ 対応2：国家による自助 ⇨ 自衛権

### ■ 自衛権（憲章第51条）

➤ 「個別的」自衛権

➤ 「集団的」自衛権

□ 個別的自衛権を共同して行使する権利

□ 攻撃を受けた他国を援助する権利

□ 攻撃を受けた国に関わる自国の死活的利益を守る権利

### ■ 自衛権に対する安全保障理事会の統制

➤ 「必要な措置をとるまでの間」

➤ 「報告」

# ルールが破られたらどうするか (3/5)

## ▶ 自衛権の行使はどこまで許されるか (1)

### ■ 要件 (1) 武力攻撃の発生

#### ➤ 「武力攻撃」 (armed attack) とは何か

- 規模と効果の観点から、「武力の行使」 (use of force) の「最も重大な諸形態」 (1986年ICJニカラグア事件判決パラ191)

#### ➤ 武力攻撃の差し迫った「恐れ」がある場合はどうか

- ICJはニカラグア事件で判断を回避し (パラ194) 、自衛権の行使には武力攻撃が「すでに発生している」ことを前提に審理
- 「損害」発生後に行使が可能とは主張しない点で、学説は概ね一致
- しかし「恐れ」という主観的判断では足りず、その「恐れ」が差し迫っていることを示す客観的事実による証明が必要

⇒ 「どの時点で武力攻撃の発生を認定するか」という問題

# ルールが破られたらどうするか (4/5)

- 「武力攻撃」 (armed attack) に至らない「武力の行使」 (use of force) の場合はどうか
  - 例えば、武器、兵站その他の提供による叛徒への支援
  - 軍艦1隻の触雷でも武力攻撃とされる可能性がある (2003年ICJオイルプラットフォーム事件判決パラ72)
  - 許される措置
    - 対抗措置 (武力の行使を伴わない ⇨ 平時における武力による復讐の禁止 (1996年ICJ勧告的意見パラ46))
    - 法執行活動 (警察権の行使)

# ルールが破られたらどうするか (5/5)

- ▶ 自衛権の行使はどこまでゆるされるのか (2)
  - 要件 (2) 必要性
    - その状況が武力の行使を必要とするか
      - その他に方法はないか
      - その方法を実施するまでに時間が経過し過ぎていないか
  - 要件 (3) 均衡性
    - 武力攻撃への反撃として許される武力の量はどれほどか
      - 原因行為と自衛行為を比較する
      - 自衛行為の目的と手段を比較する

# 自衛権と核兵器の使用に関わる問題

## ▶ 懲罰的抑止の問題

- 国際法では、相手国に耐え難い損害を与える懲罰は自衛とは無関係
- 自衛権の行使は、相手国による武力攻撃を中止させて撃退する目的に限定

## ▶ カウンターバリュー戦略の問題

- 一般市民や一般市民のためのもの—文民および民用物—を攻撃対象とする核戦略は、自衛権の均衡性の要件を満たさない（2003年ICJオイルプラットフォーム事件判決パラ51）

## ▶ 巻き添え被害の問題

- 核兵器の使用の結果に対する認識がありながらそれを使用することは、自衛権の均衡性の要件に反すると評価されうる（ジュネーブ諸条約第1追加議定書第85条3項、2003年ICJオイルプラットフォーム事件判決パラ51）

## ▶ 自衛の極限状況に関する問題

- 国際法では、自衛の極限状況で国際人道法違反の核兵器使用も合法となり得る、1996年ICJ勧告的意見で示されたような考え方は認められない（ヒギンズ）

# 声高な自衛権の主張は何を含意するか (1/2)

- ▶ 集団安全保障における想定
  - 安全保障理事会の円滑な機能
- ▶ 安保理の機能の現実
  - 国際政治の状況に左右される
  - 集団安全保障から自衛権へ
- ▶ 紛争当事国はいずれも自衛権を主張する
  - 国の上に立つ政治権力がない国際社会では、どちらが正しいかの判断は困難
- ▶ 大きい声が「正義」になる危険性
  - 法が状況依存的に利用されてきた歴史

# 声高な自衛権の主張は何を含意するか (2/2)

- ▶ 常態化する自衛権の行使がもたらす影響
  - 「武力の行使」の禁止のルールが損なわれる
    - 紛争当事国の主観的な判断によりルールの適用が左右される
    - 自衛権が「武力の行使」の禁止のルールの抜け穴として機能
  - 集団安全保障の一層の弱体化
    - 「集団的」自衛権の強化の含意 ⇨ 勢力均衡への逆戻り
    - 2度の世界大戦を反省し、集団安全保障の仕組みを作ったのではなかったか
    - 集団安全保障は、集団内に対立関係にある国を含むことを前提にしていたのではなかったか
    - 価値観が同じ国家だけで協力し合うのは、集団安全保障を弱体化させないか

# おわりにー2つの問い (1/2)

## ▶ 問1

- 私たちは、国連憲章第2条4項なしで安心して暮らせるか

## ▶ 問2

- 私たちは、勢力均衡の世界で生きていくのか、集団安全保障の世界で生きていくのか

## おわりにー2つの問い (2/2)

▶ 参考：日本について2つの問いを考えるために

■ 『外交青書』 第1号（1957年9月） ※原題は『わが外交の近況』

- 日本外交の三原則として、「国連中心主義」「アジアの一員としての立場の堅持」「自由主義諸国との協調」の三つが提唱

■ 『外交青書』 第2号（1958年3月）

- 三原則は相互に矛盾しないかとの疑問に対し、以下の記述

「わが国の国是が自由と正義に基く平和の確立と維持にあり、この国是に則つて、平和外交を推進し、国際正義を実現し、国際社会におけるデモクラシーを確立することが、わが国外交の根本精神であることは言をまたない。『国際連合中心』、『自由主義諸国との協調』、『アジアの一員としての立場の堅持』という三つの原則は、この根本精神の外交活動における三つの大きな現われ方を示すものにほかならない。」

# 参考文献

## 【文献】

小田滋、石本泰雄 編集委員代表『祖川武夫論文集 国際法と戦争違法化—その論理構造と歴史性』（信山社、2004年）。

加藤信行、植木俊哉、森川幸一、真山全、酒井啓亘、立松美也子編著『ビジュアルテキスト国際法』第2版第3刷（有斐閣、2021年）Chapter 13「国の安全を守る—安全保障」。

黒崎将広、坂元茂樹、西村弓、石垣友明、森肇志、真山全、酒井啓亘『防衛実務国際法』（弘文堂、2021年）第9章「武力行使」。

根本和幸「自衛権における必要性・均衡性原則」村瀬信也編『自衛権の現代的展開』（東信堂、2007年）59-87頁。

松井芳郎『武力行使禁止原則の歴史と現状』（日本評論社、2018年）。

Thomas M. Franck, “Who Killed Article 2(4) or: Changing Norms Governing the Use of Force by States,” *American Journal of International Law*, Vol. 64, No. 5 (1970), pp. 809-837.

## 【判例】

*Case Concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua, Judgement, I.C.J. Reports 1986*, p. 101, para. 191; p. 103, para. 194.

Dissenting Opinion of Vice-President Schwebel, *I.C.J. Reports 1996*, p. 314.

Dissenting Opinion of Judge Higgins, *I.C.J. Reports 1996*, p. 590, para. 29.

*Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion, I.C.J. Reports 1996*, p. 246, paras. 46 and 47; p. 254, para. 66; p. 263, para. 96.

*Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America), Judgement, I.C.J. Reports 2003*, p. 187, para. 51.